

(意見書案第30号)

「臓器の移植に関する法律」の早期見直しを求める意見書

平成9年10月16日、「臓器の移植に関する法律」が施行され、唯一の治療方法が移植しかない患者に生きる希望と勇気が与えられた。

しかしながら、現行法では、脳死下での臓器移植は臓器提供者（ドナー）が意思を書面で表明し、その家族も同意した場合に限ってのみ可能とされており、ドナーとその家族の善意が生かされにくい状況にある。

また、書面での臓器提供の意思表示ができるのは15歳以上といった制限があるため、子どもからの臓器提供が実施されていないことから、子どもに移植手術を受けさせるため、多額の費用等をかけて海外渡航する人々が後を絶たない状況にある。

このように、我が国では、法律施行から既に10年が経過しているにもかかわらず、いまだ臓器移植は低迷しており、臓器移植を待ち望んでいる多くの患者は移植を受けられない現状である。

よって、国においては、臓器移植を必要とする患者が海外ではなく、国内において幅広く移植医療を受けられるとともに、ドナーやその家族の意思が尊重され、臓器移植の一層の推進が図られるように、現行の「臓器の移植に関する法律」の早期見直しを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月2日

釧路市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣

} 宛